

# 品川区公契約条例の手引き

令和8年1月

品川区企画経営部経理課

品川区公契約条例（以下「公契約条例」という。）は、品川区における公契約に関し、基本方針、区や受注者の責務を定め、入札等の適正化、労働者等の労働環境の整備を推進することにより、契約の適正履行や品質の確保を図ることを目的として制定されました。

本手引きは、適用対象契約の受注者の責務のうち「労働報酬下限額」に関する事項や事務手続に関する事項を中心に解説するものとなります。

#### 【目次】

1	公契約条例に関する用語の定義	2
2	公契約条例の概要	3
3	契約書と約定事項について	4
4	適用対象となる契約の範囲	5
5	適用対象となる労働者等の範囲	6
6	労働報酬下限額	7
7	労働報酬の定義と換算方法	8
8	労働者等への周知	9
9	労働環境に関する報告	10
10	労働者等の申出	11
11	報告、立入調査等	12

#### 〈資料〉

1	公契約条例に係る事務の流れについて	13
2	品川区公契約条例	14
3	品川区公契約条例施行規則	20
4	品川区公契約条例に関する特記事項	23
5	品川区公契約条例に係る誓約書	29
6	品川区公契約条例に関するお知らせ	31
7	労働環境の整備に関する事項の報告書	34
8	労働報酬に係る申出書	37

(様式のダウンロード場所)

[トップページ](#)>[区政情報](#)>[区政に関する資料](#)>[契約情報](#)>[品川区公契約条例](#)



## 【 1 公契約条例に関する用語の定義】

公契約条例において使用する用語の定義は次のとおりです。

用語	定義	補足
1 公契約	(1) 品川区が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約 (2) 指定管理協定（地方自治法に規定する公の施設の管理に関する協定）	賃貸借契約、物品購買契約、人材派遣契約等は、公契約条例の対象外
2 受注者	品川区と公契約を締結する者	
3 受注関係者	(1) 品川区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者 (2) 労働者派遣事業として、受注者または3(1)に掲げる者に労働者を派遣する者	(1)は下請事業者、再委託先、(2)は人材派遣事業者
4 労働者	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。）	
5 労働者等	(1) 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者 (2) 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの	(2)は、いわゆる「一人親方」など
6 労働報酬	(1) 5(1)の労働者等がその雇用する者から得る賃金 (2) 5(2)の労働者等がその契約により得る収入	
7 労働報酬下限額	区長が定める労働報酬の1時間当たりの下限額（下回ってはいけない労働報酬の時間単価）	

## 【 2 公契約条例の概要】

公契約条例の概要は、次のとおりです。（別添資料に条例全文あり）

見出し（条）	概要	補足
基本方針 （第3条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約手続きの透明性確保、公正な競争の促進</li> <li>・ 談合等不正行為の排除</li> <li>・ 適正な労働条件の確保等</li> <li>・ 持続可能な社会の実現に資する取組みを行う事業者の受注機会の確保 等</li> </ul>	
適用範囲 （第6条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事または製造請負契約 1億8千万円以上の契約</li> <li>・ 委託契約 2千万円以上の契約で、規則で定めるもの</li> <li>・ 指定管理協定 規則で定める指定管理者</li> </ul>	詳しくは、「4 適用対象となる契約の範囲」に記載
労働報酬下限額 （第7条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公契約において、受注者および受注関係者が、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の労働報酬を支払うことを定める。</li> </ul>	詳しくは、「6 労働報酬下限額」に記載
労働報酬下限額の算出基準等 （第8条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長は、労働報酬下限の算出基準を定めようとするときは、品川区公契約審議会の意見を聴く。</li> </ul>	詳しくは、「6 労働報酬下限額」に記載
公契約において約定する事項 （第9条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者は、労働環境の整備に関する事項を区長に報告する。</li> <li>・ 受注者は、労働報酬下限額に係る事項等について、書面を掲示するなどして、労働者等への周知を図る。</li> <li>・ 区長は、受注者が契約違反を是正しない場合等に、公契約を解除することができる。 等</li> </ul>	詳しくは、「3 契約書と約定事項について」「9 労働環境に関する報告」等に記載

労働者等の申出 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者等は、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合に、その事実を申し出ることができる。</li> </ul>	詳しくは、「10労働者等の申出」に記載
報告および立入調査 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、労働者等からの申出があった場合に、受注者または受注関係者に対し必要な報告を求め、また事業所等への立入調査等を行う。</li> </ul>	詳しくは、「11報告、立入調査等」に記載
是正の求め (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、報告や立入調査の結果、違反がある場合には、受注者または受注関係者に対し、違反の是正を求める。</li> </ul>	
公表 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区長は、公契約の解除をした場合に、受注者または受注関係者の名称等を公表する。</li> </ul>	
品川区公契約審議会 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働報酬下限額に関すること等を調査審議するため、品川区公契約審議会を設置する。</li> </ul>	

### 【3 契約書と約定事項について】

適用対象となる契約（契約および指定管理協定）の受注者は、公契約条例第7条、第9条、条例別表の規定に基づき、労働関係法令遵守や労働報酬下限額に関する事項等について、約定する必要があります。これらの約定は「品川区公契約条例に関する特記事項」（23ページ参照）を契約書に追加することにより行います。対象契約の入札に参加する際は、あらかじめ内容の確認をお願いします。

また、対象契約の受注者は、受注関係者と公契約に係る業務の一部について請負契約・委託契約等を締結する場合は、条例別表13の項に定める事項（品川区公契約条例に関する特記事項第13条または第14条の事項）について、当該受注関係者と契約書、注文書、誓約書その他の方法により約定することとさせていただきます。必要に応じて、誓約書（29ページ参照）の書式をご活用ください。

## 【 4 適用対象となる契約の範囲】

適用対象となる契約（契約および指定管理協定）は、次のとおりです。適用対象となる契約は、入札公告等の際に、公契約条例の適用対象となる旨を周知します。

ただし、他に競争相手がいないことを理由として随意契約により区と公契約を締結する者との契約は適用対象外となります。また、条例適用開始（令和8年4月1日）より前に締結した公契約は適用対象外となります。

公契約の種類	適用範囲
1 工事または製造の請負契約（※1）	予定価格（※2）が1億8千万円以上の契約
2 1以外の請負契約および業務委託契約	予定価格が2千万円以上で、次の業務内容の契約（※3） (1) 施設の総合的な管理業務に関する契約 (2) 施設の受付業務に関する契約 (3) 施設の清掃業務に関する契約 (4) 施設の警備業務（機械警備を除く。）に関する契約 (5) 学校等の用務業務に関する契約 (6) 給食調理業務に関する契約
3 指定管理協定	上記2の契約に準ずるもの

※1 複数年度に渡る契約の場合は、労働報酬下限額に関しては、契約締結年度の労働報酬下限額が適用されます。

※2 予定価格には、消費税を含みます。

※3 業務内容にかかわらず、区が締結する人材派遣契約は対象外となります。

## 【5 適用対象となる労働者等の範囲】

受注者および受注関係者は、適用対象となる契約において、対象となる労働者等に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬を支払わなくてはなりません。労働報酬下限額の適用を受ける労働者等と、適用対象外となる者は次のとおりです。

### (1) 労働報酬下限額の適用を受ける労働者等

- ア 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働者
- イ 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

※ 上記アは、公契約の受注者、下請事業者、再委託先等に雇用されている者であって、適用対象となる契約の業務に専ら従事しているもののことです。なお、正社員、パート等は問いません。また、労働者派遣法の規定により適用対象となる契約の業務に派遣されている者も対象となります。

※ 上記イは、公契約の受注者、下請事業者、再委託先等から公契約の業務の一部を個人で請け負う者（いわゆる一人親方）のことです。

### (2) 労働報酬下限額の適用対象とならない者

- ア 同居の親族のみを使用する事業または事業所に使用される者および家事使用人
- イ 労働基準法第9条の労働者ではない者（ボランティア、役員等）
- ウ 最低賃金法第7条の労働者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- エ 公契約に係る業務に専属で従事していない労働者（従事する業務の内容に、公契約に係る業務と公契約以外の業務が混在している労働者）
- オ 公契約に係る業務に直接従事していない労働者（会社役員、経理作業を行う者、材料製造に係る者等）
- カ 公契約に係る業務に従事した時間が、1か月当たり30分に満たない者
- キ 工事または製造の請負契約における現場代理人、監理技術者、主任技術者

## 【6 労働報酬下限額】

受注者および受注関係者は、適用対象となる契約において、対象となる労働者等に対し、区長が定める額以上の労働報酬を支払わなくてはなりません。この「区長が定める額」を労働報酬下限額といいます。

労働報酬下限額は、1時間当たりの額とし、これを定めた際は、区長が告示を行います。

労働報酬下限額は、次の公契約区分ごとに掲げる事項を勘案して、区長が定めます。

公契約区分	勘案する事項
工事または製造の請負契約	・ 農林水産省および国土交通省が決定する公共工事設計労務単価
工事または製造以外の請負/業務委託契約	・ 地域別最低賃金 ・ 職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表（二）
指定管理協定	

適用対象となる契約については、労働報酬下限額以上の労働報酬を支払う必要があるという点を踏まえて、入札等に参加していただく必要があります。適用対象となる契約は、競争入札の公告等において、予め周知を行います。

契約履行期間が複数年度に渡る工事請負契約については、契約締結年度における労働報酬下限額が適用されます。締結の翌年度以降の労働報酬下限額は、適用されません。なお、インフレスライド条項の適用等で、契約金額が変更となる場合は、可能な限り、最新の労働報酬下限額の適用に努めてください。

労働報酬下限額は、品川区ホームページで公表を行います。

## 【 7 労働報酬の定義と換算方法】

公契約条例において、労働報酬とは、「1 公契約条例に関する用語の定義」にあるとおり、労働者等がその雇用する者から得る賃金や受注者等との契約により得る収入を指します。

労働報酬下限額は1時間当たりの額となっていますので、労働報酬下限額に所定労働時間を乗じて、労働報酬との比較を行います。

### (1) 工事または製造の請負契約に従事する労働者等に係る労働報酬（※）

労働者等の種類	労働報酬の対象	労働報酬の対象外
労働者（雇用されている者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本給、出来高給</li> <li>・基準内手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、技能手当、精勤手当）</li> <li>・実物給与</li> <li>・臨時の給与（賞与その他臨時の賃金）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外等割増賃金</li> <li>・突貫手当</li> <li>・休業手当</li> </ul>
一人親方（請負契約により業務に従事する者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約における請負代金（消費税および地方消費税を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達した資材や機材等に係る経費</li> </ul>

※ 公共工事設計労務単価を勘案して労働報酬下限額を定めることから、労働報酬に含む賃金や手当については、公共工事設計労務単価の調査（公共事業労務費調査）における考え方を基礎としています。

- (2) 工事または製造以外の請負契約および業務委託契約に係る労働報酬  
指定管理協定に係る労働報酬

労働報酬の対象	労働報酬の対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本給</li> <li>・ 諸手当（対象外の手当以外）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間外勤務手当</li> <li>・ 休日出勤手当</li> <li>・ 深夜勤務手当</li> <li>・ 臨時の賃金（結婚手当など）</li> <li>・ 1月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与など）</li> <li>・ 精皆勤手当</li> <li>・ 通勤手当</li> <li>・ 家族手当</li> </ul>

## 【 8 労働者等への周知】

適用対象となる契約の受注者は、次の事項について労働者等に周知をする必要があります。周知は、作業所等に掲示するか、書面（チラシ、カード等）を交付することにより行ってください。（品川区公契約条例に関する特記事項第7条）

周知に際しては、必要に応じて、「品川区公契約条例に関するお知らせ」（31ページ参照）の書式をご活用ください。

- (1) 労働報酬下限額に関する事
- (2) 適用される労働者等の範囲
- (3) 労働報酬に関する申出に関する事項（申出先、申出による不利益を受けないこと等）
- (4) 受注者の連帯責任に関する事項
- (5) 不利益取扱いの禁止等に関する事項

## 【9 労働環境に関する報告】

適用対象となる契約の受注者は、条例別表5の項（品川区公契約条例に関する特記事項第6条）の規定に基づき、当該契約に係る労働環境の整備に関する事項について、次のとおり、区長に報告する必要があります。

### 1 報告方法

- (1) 報告は、品川区のホームページ上の「品川区電子申請サービス」から必要事項を入力することにより、行ってください。
- (2) 報告は、適用対象となる契約ごとに行ってください。
- (3) 電子申請サービスを利用することができない場合は、「労働環境の整備に関する事項の報告書」（34ページ参照）の様式を品川区のホームページからダウンロードして、郵送または電子メールで品川区企画経営部経理課契約係に提出してください。

（様式のダウンロード場所）

トップページ>区政情報>区政に関する資料>契約情報>品川区公契約条例

（電子メール送付先アドレス）

keiyaku@city.shinagawa.tokyo.jp

（郵送先）

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 品川区企画経営部経理課契約係あて

### 2 報告時期および報告回数

- (1) 報告は、原則として1回行ってください。ただし、報告内容の変更があった場合には、変更の報告を行ってください。
- (2) 報告は、契約締結日から3か月以内に行ってください。変更の報告は、変更があった場合にすみやかに行ってください。

### 3 その他

品川区では、従前より、予定価格が2千万円以上の契約については、「労働環境チェックシート」の提出をお願いしていましたが、令和8年4月から、2千万円以上1億8千万円未満の工事請負契約を除き、当該チェックシートの提出は不要となります。

## 【10 労働者等の申出】

適用対象の契約に従事する労働者等は、次の場合に、その事実の申出ができます。区長に申出があった場合には、必要に応じて、条例第11条および品川区公契約条例に関する特記事項第9条の規定に基づき、受注者等に対する調査等（次ページ参照）を行います。

約定事項の違反が認められた場合には、速やかに受注者に対し、是正の求めを行います。

申出方法に決まりはありませんが、書面で行う場合は、必要に応じて、「労働報酬に係る申出書」（37ページ参照）の書式をご活用ください。

### 1 労働者等により申出ができる場合

- (1) 期日において、労働報酬が支払われないとき
- (2) 支払われた労働報酬の額が、労働報酬下限額を下回るとき

### 2 申出の相手方

- (1) 品川区長
- (2) 受注者
- (3) 受注関係者（当該労働者を雇用し、または契約している受注関係者に限る）

### 3 品川区の申出先について

品川区企画経営部経理課契約係

電話番号 03-5742-6641

メールアドレス [keiyaku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:keiyaku@city.shinagawa.tokyo.jp)

## 【11 報告、立入調査等】

労働者等からの申出があった場合や約定事項の遵守状況について区側で確認が必要と考える場合には、受注者または受注関係者に対し、次の調査等を行います。

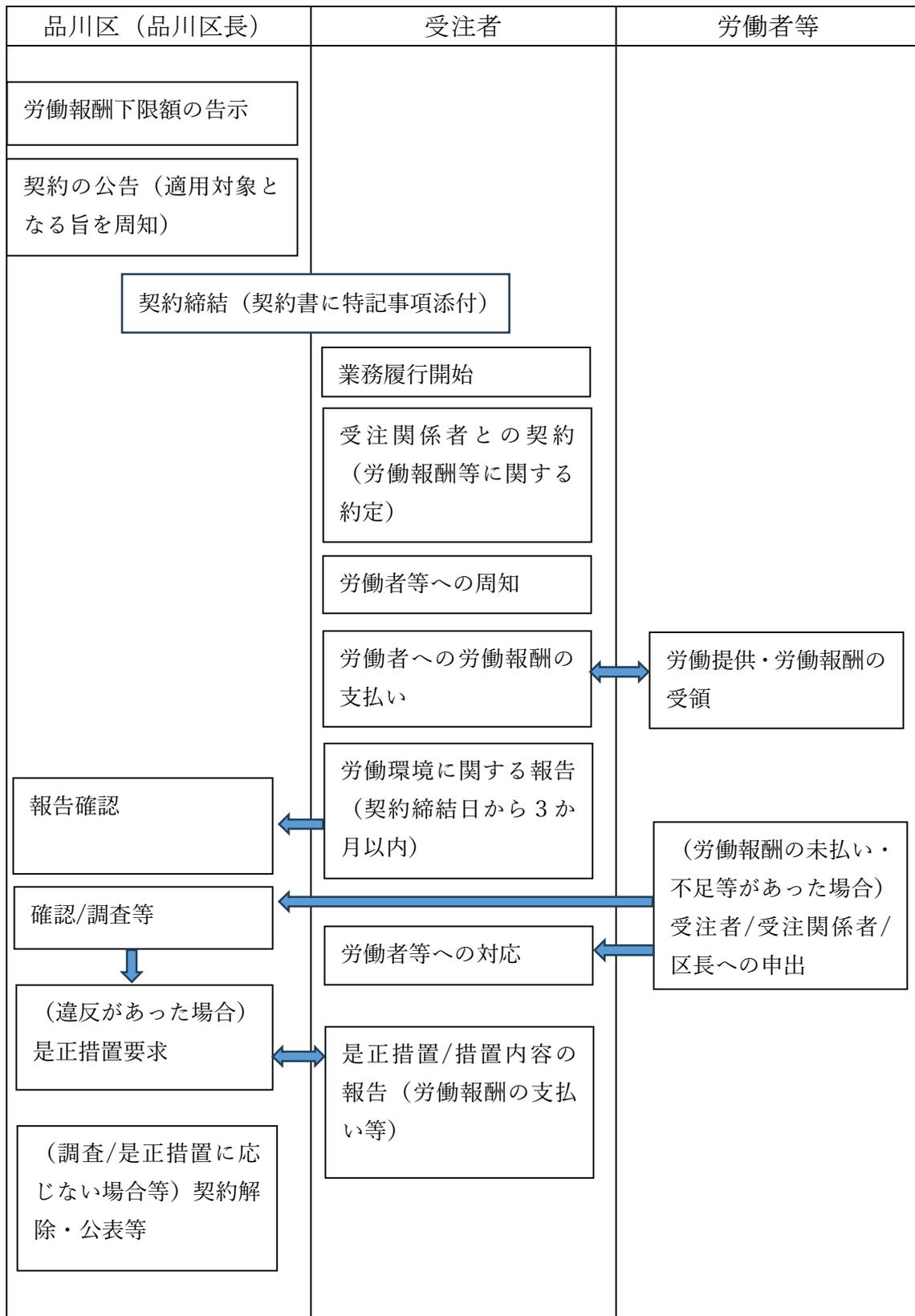
- ・ 必要な報告を求めること。
- ・ 事業所等への立入調査を行うこと。
- ・ 関係者に質問を行うこと。

調査等の結果、約定事項に違反をしていると認める場合は、当該違反の是正措置を要求することになります。

調査等に応じない場合、虚偽の報告・回答を行った場合および是正措置に応じなかった場合については、契約を解除するとともに、その旨の公表を行う場合があります。

また、当該契約解除に伴う損害が区に生じた場合は、賠償額の請求を行います。

資料1 公契約条例に係る事務の流れについて



資料2 品川区公契約条例

令和6年12月6日条例第56号

(目的)

第1条 この条例は、品川区（以下「区」という。）における公契約に関し、基本方針ならびに区および受注者の責務を定め、公契約に係る入札、契約等の適正化および労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって持続可能な社会の実現、地域経済の活性化および区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約および地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、受注者またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。）
  - イ 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 公契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
  - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入

(基本方針)

第3条 区における公契約に係る基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
- (2) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (3) 受注者において労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備をさせること。
- (4) 区内の事業者および持続可能な社会の実現に資する取組を行う事業者の受注の機会を確保するよう努めること。
- (5) 公契約の適正な履行および品質の確保を図り、良質な区民サービスの提供に寄与すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を締結した者としての責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第6条 次条から第13条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- (1) 工事または製造の請負契約でその予定価格が1件1億8,000万円以上のもの
- (2) 工事または製造以外の請負契約および業務委託契約のうち、その予定価格が1件2,000万円以上のものであって、規則で定めるもの
- (3) 規則で定める指定管理協定

2 前項の規定は、公契約の受注者が次に掲げる者である場合については、適用しない。

- (1) 国または他の地方公共団体
- (2) 他に競争相手がないことを理由として随意契約により区と公契約を締結した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が認めるもの

(労働報酬下限額)

第7条 区は、公契約において、受注者および受注関係者が労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条第1項において同じ。）に対し、区長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬（前条第1項第2号および第3号に掲げる公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間または出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の換算方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の算出基準等)

第8条 区長は、次の各号に掲げる労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を算出するための基準（以下「算出基準」という。）を定めるものとする。

- (1) 第6条第1項第1号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 農林水産省および国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 第6条第1項第2号または第3号に掲げる公契約に係る業務に従事する労働者等 最低賃金法第9条第1項の地域別最低賃金、職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）第5条第1項第1号イに規定する行政職給料表（二）に定める額等

2 区長は、算出基準を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項の品川区公契約審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、算出基準に基づき労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約において約定する事項)

第9条 区は、公契約において、第7条第1項に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定めるものとする。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等(労働者等であった者を含む。以下この条、次条第1項ならびに別表4の項および7の項において同じ。)は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき労働報酬が支払われていない場合または支払われた労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長、受注者または受注関係者(当該労働者等を雇用し、または当該労働者等と第2条第4号イの契約を締結した受注関係者に限る。)に対し、その事実を申し出ることができる。

(報告および立入調査)

第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問(以下これらを「立入調査」という。)を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正の求め)

第12条 区長は、前条第1項の報告または立入調査の結果、受注者または受注関係者が第7条第1項または第9条の規定により公契約において約定する事項に違反をしていると認めるときは、受注者に対し速やかに当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを求めるものとする。

(公表)

第13条 区長は、別表10の項に定めるところにより、公契約の解除(指定管理協定に係る指定管理者の指定の取消または管理の業務の全部もしくは一部の停止を含む。同項において同じ。)をした場合は、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該受注者または受注関係者の氏名および住所(これらの者が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 解除をした公契約の件名
- (3) 解除の原因となった違反の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、前項の規定により公表を行おうとする場合は、当該受注者または受注関係者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(品川区公契約審議会)

第14条 公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、区長の附属機関として、品川区公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、算出基準その他の公契約に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 契約、労働環境等に係る識見を有する者 3人以内
- (2) 事業者団体関係者 2人以内
- (3) 労働者団体関係者 2人以内

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第13条までおよび別表の規定は、令和8年4月1日以後に締結する公契約について、適用する。

(品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区財産価格審議会の項の次に次のように加える。

品川区公契約審議会	会長	23,000円
	委員	20,000円

別表（第9条、第10条、第13条関係）

事項	定める内容
1 労働関係法令の遵守に関する事項	受注者は、第2条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
2 労働者等との契約条件に関する事項	受注者は、第2条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、労働基準法その他の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならないこと。
3 労働者等の継続雇用	受注者は、継続性のある業務に関する公契約を締結するときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、当該公契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めること。
4 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項	受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限

	額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払うものとする。
5 区長への報告に関する事項	受注者は、規則で定めるところにより、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を区長に報告しなければならないこと。
6 労働者等への周知に関する事項	受注者は、労働報酬下限額その他規則で定める事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならないこと。
7 不利益取扱いの禁止等に関する事項	受注者および受注関係者は、第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
8 報告および立入調査に関する事項	受注者および受注関係者は、第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならないこと。
9 約定事項の違反の是正等に関する事項	受注者および受注関係者は、第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じ、当該措置の内容を区長に報告をしなければならないこと。
10 公契約の解除に関する事項	<p>区は、次のいずれかに該当する場合は、当該公契約の解除をすることができること。この場合において、区は、当該公契約の解除により受注者または受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。</p> <p>(1) 受注者または受注関係者が第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合</p> <p>(2) 受注者または受注関係者が立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合</p> <p>(3) 第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合</p>

1 1 受注者の損害賠償責任に関する事項	受注者は、区が10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合において、当該解除により区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
1 2 公契約の解除に係る違約金に関する事項	区は、10の項に定めるところにより公契約の解除をした場合は、受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
1 3 受注者と受注関係者との契約締結に関する事項	受注者は、受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注関係者が当該受注者の遵守すべき約定事項について遵守することとなるよう、約定しなければならないこと。

資料3 品川区公契約条例施行規則

令和7年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。ただし、区長が別に定めるものを除く。

- (1) 施設の総合的な管理業務に関する契約
- (2) 施設の受付業務に関する契約
- (3) 施設の清掃業務に関する契約
- (4) 施設の警備業務（機械警備を除く。）に関する契約
- (5) 学校等の用務業務に関する契約
- (6) 給食調理業務に関する契約

2 条例第6条第1項第3号の規則で定める指定管理協定は、前項に定める契約に準ずるものとする。

(労働報酬の換算方法)

第4条 条例第7条第3項の労働報酬の換算方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(立入調査に携帯する身分を示す証明書)

第5条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式）とする。

(審議会の会長)

第6条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、条例第14条第3項第1号に掲げる者のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、第2項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が審議会を招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
- 5 会議の公開の方法、公開の可否その他会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画経営部経理課において処理する。

(条例別表5の項に定める報告に関する事項)

第9条 受注者は、次に掲げる事項を区長が指定する日までに報告をしなければならない。

- (1) 労働者等に係る就業規則、雇用契約等に係る状況
- (2) 労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理等に係る状況
- (3) 労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 労働者等の労働報酬の支払に係る状況
- (5) 最も低い労働報酬の額および当該労働報酬の対象となる職種
- (6) 条例に定める約定事項に係る状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に認める場合にあつては、受注者は、同項に掲げる事項の全部または一部の報告を省略することができる。

3 受注者は、第1項の報告をした事項に変更があつたときは、速やかに区長に報告をするものとする。

(条例別表6の項に定める周知に関する事項)

第10条 条例別表6の項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例に定める約定事項が適用される労働者等の範囲
- (2) 条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- (3) 条例別表4の項に規定する労働報酬に係る受注者の連帯責任に関する事項
- (4) 条例別表7の項に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

（表）

身分証明書			
			所属
			氏名
<p>上記の者は、品川区公契約条例第11条第1項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問を行う権限を有する者であることを証明する。</p>			
交付年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
			品川区長 <span style="float: right;">印</span>

（裏）

品川区公契約条例（抜粋）	
（報告および立入調査）	
<p>第11条 区長は、前条の規定による申出があったときまたはこの条例の規定に基づき約定する事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者もしくは受注関係者に対し必要な報告を求め、またはその職員に受注者もしくは受注関係者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。</p>	
<p>2 前項の規定により事業所等へ立ち入り、調査または質問（以下これらを「立入調査」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	

**資料4** 品川区公契約条例に関する特記事項（工事請負契約用）

（用語の定義）

第1条 品川区公契約条例に関する特記事項（以下「本特記事項」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である品川区をいう。
- (2) 乙 甲と本契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 甲以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、乙またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 乙または受注関係者に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所を使用される者および家事使用人を除く。）
  - イ 乙または受注関係者との契約により、本契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 本契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
  - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入  
（労働関係法令の遵守等）

第2条 乙は、前条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 乙は、前条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、前項の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなければならない。

（労働報酬の支払）

第3条 乙は、労働者等に対し、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）第7条の労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

（労働者等の継続雇用）

第4条 乙は、本契約が継続性のある業務であるときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、本契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めるものとする。

（労働報酬に係る連帯責任）

第5条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払わなければならない。

（労働環境の整備に関する事項の報告）

第6条 乙は、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を、品川区長（以下「区長」という。）が別に定める日までに、区長に対し報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、品川区電子申請サービスを利用し、必要な事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は書面により報告すること

ができる。

(労働者等への周知)

第7条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 本特記事項の内容が適用される労働者等の範囲
- (3) 条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- (4) 第5条に規定する労働報酬に係る乙の連帯責任に関する事項
- (5) 次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(不利益取扱いの禁止等)

第8条 乙は、条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告および立入調査)

第9条 乙は、条例第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならない。

(約定事項の違反の是正等)

第10条 乙は、条例第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じた際は、当該措置の内容を区長に報告をしなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙または受注関係者が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 条例第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合
- (2) 条例第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合
- (3) 条例第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合

2 区長は、前項の規定による解除をした場合、条例第13条の規定による公表を行うことができる。

(損害の賠償および違約金)

第12条 前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、約款第43条第5号の規定による契約の解除があったものとみなし、約款第46条の2の規定を適用する。

2 甲は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わない。

(受注関係者との契約)

第13条 乙は、受注関係者と本契約に係る業務について契約を締結するときは、当該受注関係者が本契約において乙の遵守すべき事項(第2条から第4条まで、第7条から第9条まで、第10条第1項、前条第2項およびこの条に定める乙の遵守すべき事項に限る。)について遵守することとなるよう、約定しなくてはならない。

## 品川区公契約条例に関する特記事項（業務委託契約用）

### （用語の定義）

第1条 品川区公契約条例に関する特記事項（以下「本特記事項」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である品川区をいう。
- (2) 乙 甲と本契約を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 甲以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、乙またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 乙または受注関係者に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所を使用される者および家事使用人を除く。）
  - イ 乙または受注関係者との契約により、本契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 本契約に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
  - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入  
（労働関係法令の遵守等）

第2条 乙は、前条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令の規定を遵守しなくてはならない。

- 2 乙は、前条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、前項の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなくてはならない。

### （労働報酬の支払）

第3条 乙は、労働者等に対し、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）第7条の労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （労働者等の継続雇用）

第4条 乙は、本契約が継続性のある業務であるときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、本契約の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めるものとする。

### （労働報酬に係る連帯責任）

第5条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払わなければならない。

### （労働環境の整備に関する事項の報告）

第6条 乙は、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を、品川区長（以下「区長」という。）が別に定める日までに、区長に対し報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、品川区電子申請サービスを利用し、必要な事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は書面により報告すること

ができる。

(労働者等への周知)

第7条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 本特記事項の内容が適用される労働者等の範囲
- (3) 条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- (4) 第5条に規定する労働報酬に係る乙の連帯責任に関する事項
- (5) 次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項

(不利益取扱いの禁止等)

第8条 乙は、条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告および立入調査)

第9条 乙は、条例第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならない。

(約定事項の違反の是正等)

第10条 乙は、条例第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の措置を講じた際は、当該措置の内容を区長に報告をしなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙または受注関係者が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 条例第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合
- (2) 条例第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合
- (3) 条例第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合

- 2 区長は、前項の規定による解除をした場合、条例第13条の規定による公表を行うことができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第13条 甲が第11条第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、乙に対し違約金の支払を求めることができる。違約金の額および契約保証金の充当については、契約条項(委託)第17条第1項および第3項の規定を準用する。

- 2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定または一部と解さないものとする。

(受注関係者との契約)

第14条 乙は、受注関係者と本契約に係る業務について契約を締結するときは、当該受注関係者が本契約において乙の遵守すべき事項(第2条から第4条まで、第7条から第9条まで、第10条第1項、第12条第2項およびこの条に定める乙の遵守すべき事項に限る。)について遵守することとなるよう、約定しなくてはならない。

## 品川区公契約条例に関する特記事項（指定管理協定用）

### （用語の定義）

第1条 品川区公契約条例に関する特記事項（以下「本特記事項」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である品川区をいう。
- (2) 乙 甲と本指定管理協定（以下「本協定」という。）を締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 甲以外の者から本協定に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（次号イに掲げる者を除く。）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業として、乙またはアに掲げる者に次号アに掲げる者を派遣する者
- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 乙または受注関係者に雇用され、専ら本協定に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者および家事使用人を除く。）
  - イ 乙または受注関係者との契約により、本協定に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの
- (5) 労働報酬 本協定に係る業務の対価で、次に掲げるものをいう。
  - ア 前号アに掲げる者がその雇用する者から得る賃金
  - イ 前号イに掲げる者が同号イの契約により得る収入  
（労働関係法令の遵守等）

第2条 乙は、前条第4号アに掲げる者に係る労働環境の整備に関し、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の労働関係法令の規定を遵守しなくてはならない。

- 2 乙は、前条第4号イに掲げる者と請負契約または委託契約を締結しようとするときは、前項の労働関係法令の趣旨を尊重した内容としなくてはならない。

### （労働報酬の支払）

第3条 乙は、労働者等に対し、品川区公契約条例（令和6年品川区条例第56号。以下「条例」という。）第7条の労働報酬下限額以上の額の労働報酬を支払わなければならない。

### （労働者等の継続雇用）

第4条 乙は、本協定が継続性のある業務であるときは、当該業務に従事する労働者等の雇用の安定ならびに当該業務の質の維持および継続性の確保に配慮し、本協定の締結前から当該業務に従事していた労働者等のうち希望するものを雇用するよう努めるものとする。

### （労働報酬に係る連帯責任）

第5条 乙は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないときまたは受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して、当該労働者等に対し、当該労働報酬に相当する額またはその差額に相当する額を支払わなければならない。

### （労働環境の整備に関する事項の報告）

第6条 乙は、労働者等に係る労働環境の整備に関する事項を、品川区長（以下「区長」という。）が別に定める日までに、区長に対し報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、品川区電子申請サービスを利用し、必要な事項を入力することにより行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は書面により報告することができる。

### （労働者等への周知）

第7条 乙は、次に掲げる事項を作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、またはこれらの事項を記載した書面を労働者等に交付しなければならない。

- (1) 労働報酬下限額
- (2) 本特記事項の内容が適用される労働者等の範囲
- (3) 条例第10条の規定による申出に関する事項およびその申出先
- (4) 第5条に規定する労働報酬に係る乙の連帯責任に関する事項
- (5) 次条に規定する不利益取扱いの禁止等に関する事項  
(不利益取扱いの禁止等)

第8条 乙は、条例第10条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該申出をした労働者等について、当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告および立入調査)

第9条 乙は、条例第11条第1項の規定による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をしなければならない。

(約定事項の違反の是正等)

第10条 乙は、条例第12条の規定による是正の求めを受けた際は、速やかに是正の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じた際は、当該措置の内容を区長に報告をしなければならない。

(指定の取消し等)

第11条 甲は、乙または受注関係者が次のいずれかに該当する場合は、本協定に係る指定管理者の指定の取消しまたは管理の業務の全部もしくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）をすることができる。

- (1) 条例第11条第1項の規定による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合
- (2) 条例第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合
- (3) 条例第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合

2 区長は、前項の規定による指定の取消し等をした場合、条例第13条の規定による公表を行うことができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が前条第1項の規定により指定の取消し等をした場合において、指定の取消し等により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条第1項の規定により指定の取消し等をした場合において、乙に損害が生じても、甲はその損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第13条 甲が第11条第1項の規定により指定の取消し等をした場合は、乙に対し、指定の取消し等を行った年度における協定金額の10分の1に相当する額の違約金の支払を求めることができる。

2 前項の違約金は、前条の規定による損害賠償の予定または一部と解さないものとする。

(受注関係者との契約)

第14条 乙は、受注関係者と本協定に係る業務について契約を締結するときは、当該受注関係者が本契約において乙の遵守すべき事項（第2条から第4条まで、第7条から第9条まで、第10条第1項、第12条第2項およびこの条に定める乙の遵守すべき事項に限る。）について遵守することとなるよう、約定しなくてはならない。



- 6 条例第11条第1項の規定に基づく品川区長による報告の求めおよび立入調査に応じ、協力をすること。
- 7 条例第12条の規定に基づく是正の求めがあった際は、速やかに是正の措置を講じること。
- 8 次に掲げる事項により本件公契約が解除（指定管理協定に係る指定管理者の指定の取消または管理の業務の全部もしくは一部の停止を含む。以下同じ。）となった場合に、当該解除により損害が生じても、品川区にその損害の賠償請求をしないこと。
  - (1) 本件公契約の受注者または受注関係者（条例第2条第3号の受注関係者をいう。以下同じ。）が、条例第11条第1項の規定に基づく区長による報告の求めに応じず、または虚偽の報告を行った場合
  - (2) 本件公契約の受注者または受注関係者が、条例第11条の規定に基づく立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または立入調査に虚偽の回答を行った場合
  - (3) 本件公契約の受注者または受注関係者が、条例第12条の規定による是正の求めに応じず、または是正の措置の内容について虚偽の報告を行った場合
- 9 本件契約に係る業務について、他の者にその一部を請け負わせる、または他の者から労働者の派遣を受ける場合には、本誓約書と同一の内容を記載した誓約書を提出させること。

## 資料6

## 品川区公契約条例に関するお知らせ

契約件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

この業務は、品川区公契約条例に基づき、従事する労働者等に対し労働報酬下限額以上の賃金を支払うことを、区と受注者との契約で約定しています。

## ○労働報酬下限額

受注者等が労働者等へ支払う賃金の下限額となる1時間あたりの額をいいます。

別表のとおり
--------

## ○適用対象となる労働者等

受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者 (正社員、パート、アルバイト、派遣労働者等)
受注者等との契約により、公契約に係る業務を請け負う者 (いわゆる一人親方)

- \* 受注関係者（下請業者、再委託先等）の労働者等も適用対象となります。
- \* 次に掲げる者は、適用対象となりません。
  - ア 同居の親族のみを使用する事業または事業所に使用される者および家事使用人
  - イ 労働基準法第9条の労働者ではない者（ボランティア、役員等）
  - ウ 最低賃金法第7条の労働者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
  - エ 公契約に係る業務に専属で従事していない労働者  
(従事する業務の内容に、公契約に係る業務と公契約以外の業務が混在している労働者)
  - オ 公契約に係る業務に直接従事していない労働者  
(会社役員、経理作業を行う者、材料製造に係る者等)
  - カ 公契約に係る業務に従事した時間が、1か月当たり30分に満たない者
  - キ 工事または製造の請負契約における現場代理人、監理技術者、主任技術者

## ○申出をする場合の申出先

労働者等は、賃金が支払われない場合や賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区または受注者等にその事実を申し出ることができます。

申出先		住所	連絡先
受注者		〒	TEL MAIL
受注関係者		〒	TEL MAIL
区	品川区企画経営部 経理課	〒140-8715 品川区広町 2-1-36	TEL 03-5742-6641 MAIL keiyaku@city.shinagawa.tokyo.jp

- \* 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、その差額に相当する額が支払われるようにする必要があります。
- \* 受注者等は、労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

## ○令和8年度労働報酬下限額

単位：円（1時間あたり）

No.	職種	労働報酬 下限額	No.	職種	労働報酬 下限額
1			27		
2			28		
3			29		
4			30		
5			31		
6			32		
7			33		
8			34		
9			35		
10			36		
11			37		
12			38		
13			39		
14			40		
15			41		
16			42		
17			43		
18			44		
19			45		
20			46		
21			47		
22			48		
23			49		
24			50		
25			51		
26					

\* 上記に関わらず、見習い、手元等の労働者および年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者の労働報酬下限額については、1時間あたり 円となります。

## 品川区公契約条例に関するお知らせ

契約件名（協定名）	
履行場所	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで

この業務は、品川区公契約条例に基づき、従事する労働者等に対し労働報酬下限額以上の賃金を支払うことを、区と受注者との契約（協定）で約定しています。

### ○労働報酬下限額

受注者等が労働者等へ支払う賃金の下限額となる1時間あたりの額をいいます。

1時間あたり	円
--------	---

### ○適用対象となる労働者等

受注者等に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する者 (正社員、パート、アルバイト、派遣労働者等)
受注者等との契約により、公契約に係る業務を請け負う者 (いわゆる一人親方)

\* 受注関係者（下請業者、再委託先等）の労働者等も適用対象となります。

\* 次に掲げる者は、適用対象となりません。

ア 同居の親族のみを使用する事業または事業所に使用される者および家事使用人

イ 労働基準法第9条の労働者ではない者（ボランティア、役員等）

ウ 最低賃金法第7条の労働者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）

エ 公契約に係る業務に専属で従事していない労働者

(従事する業務の内容に、公契約に係る業務と公契約以外の業務が混在している労働者)

オ 公契約に係る業務に直接従事していない労働者

(会社役員、経理事業を行う者、材料製造に係る者等)

カ 公契約に係る業務に従事した時間が、1か月当たり30分に満たない者

### ○申出をする場合の申出先

労働者等は、賃金が支払われない場合や賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区または受注者等にその事実を申し出ることができます。

申出先		住所	連絡先
受注者		〒	TEL MAIL
受注関係者		〒	TEL MAIL
区	品川区企画経営部 経理課	〒140-8715 品川区広町 2-1-36	TEL 03-5742-6641 MAIL keiyaku@city.shinagawa.tokyo.jp

\* 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、その差額に相当する額が支払われるようにする必要があります。

\* 受注者等は、労働者等が申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

## 労働環境の整備に関する事項の報告書

品川区長 あて

品川区公契約条例に基づき、下記の契約（協定）の履行にあたり、労働環境の整備に関する事項について報告します。

契約件名（協定名）		契約番号	
-----------	--	------	--

報告者（受注者）

所在地（住所）			
名称			
代表者（役職・氏名）			
担当者		連絡先	

### ■労働環境の整備に関する事項

① 最も低い労働報酬額および当該労働報酬の対象となる職種

※工事または製造の請負契約は別表のとおり

最も低い労働報酬額 1時間あたり	左欄の職種
円	

② ①を除く労働環境の整備に関する事項

以下の1～15の全ての項目について、既に満たしていることを確認しました。

改善が必要な項目について、「■改善項目」の欄のとおり確認しました。

労働者等に係る 就業規則、雇用契約等に係る状況	1. 就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届け出ている。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者のみ
	2. 労働者に対して、就業規則等を周知している。
	3. 労働者に対して、労働条件通知書などの書面により、労働基準法に定める労働条件（労働時間、賃金など）を明示している。

労働者等に係る安全衛生、安全教育、健康管理等に係る状況	4. 採用時および毎年定期的に健康診断を実施している。
	5. 事業場の業種と規模（常時使用する労働者数）に応じた安全衛生管理体制を整備している。（産業医・衛生推進者など）
	6. 労働者に対して、雇い入れたときなどに安全教育を実施している。（建設業などの一部の業種のみ）新たに職務に就くことになった職長などの指導監督者に対しても、安全教育を実施している。
労働者等の労働時間の管理の状況	7. 労働時間、休憩、休日、時間外および休日の労働、年次休暇について、適正な運用および管理を行っている。
	8. 時間外労働および休日の労働について、適正に36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ている。 ※対象外となる場合を除く
	9. 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）を作成し、適正な期間保存している。
労働者等の労働報酬の支払に係る状況	10. 賃金台帳等から適正な計算により賃金（時間外労働および休日労働などに対する割増賃金を含む。）を支払っている。
	11. 賃金について、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っている。
条例に定める約定事項に係る状況	12. この契約の業務に従事する労働者等（下請業者や再委託先の労働者、派遣労働者なども含む。）に、労働報酬下限額以上の額の賃金を支払っている。
	13. 条例別表「6労働者等への周知に関する事項」に基づき、周知する事項について掲示または書面の交付を行っている。
	14. 受注関係者（下請業者や再委託先など）との契約において、公契約において遵守すべき約定事項について、受注関係者も遵守することとなるよう誓約書などにより約定している。
労働者等の労働環境に係る法令等の遵守に係る状況	15. 労働保険および社会保険の加入手続を適正に行っている。

■改善項目

項目番号	理由・改善予定など

【別表】 工事または製造の請負契約

(最も低い労働報酬額および当該労働報酬の対象となる職種)

	職種	受注形態 (元請・一次等)	最も低い労働報酬 額 (円/時間)	業者名 所在地
1				業者名
				所在地
2				業者名
				所在地
3				業者名
				所在地
4				業者名
				所在地
5				業者名
				所在地
6				業者名
				所在地
7				業者名
				所在地
8				業者名
				所在地
9				業者名
				所在地
10				業者名
				所在地

- ・ 職種ごとの最も低い労働報酬額について記入
- ・ 公共工事設計労務単価で区分される51職種と「見習い・手元等」について記入
- ・ 雇用形態（日雇い・短期雇用など）は問わず、現場代理人、監理技術者、主任技術者は含まないで記入
- ・ 公共工事設計労務単価に含まれる手当等の合計額を1時間あたりの労働報酬に換算した額を記入
  - (1) 時給の場合・・・時給を記入
  - (2) 日給の場合・・・日給÷1日の所定労働時間
  - (3) 月給の場合・・・(①基本給相当額+②基準内手当+③臨時の給与+④実物給与)  
÷1月の所定労働日数÷1日の所定労働時間

資料8

年 月 日

あて

住 所

氏 名

電話番号

### 労働報酬に係る申出書

品川区公契約条例に定められている労働報酬下限額以上の賃金等を受け取っていないため、下記のとおり申し出ます。

記

契約件名 または協定名	
申出内容	例) 労働報酬下限額を下回っている。
賃金等の支払者 または支払義務者	
支払日 または支払われるべき日	年 月 日
支払われた賃金等 または支払われるべき賃金等	円

※賃金等は1時間あたりの金額を記載